

別記様式第1号(第四関係)

しもつけしのうそんちいきかっせいかけいかく
下野市農村地域活性化計画

栃木県下野市

平成21年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	下野市農村地域活性化計画						
都道府県名	栃木県	市町村名	下野市	地区名(1)	下野地区	計画期間(2)	H21年～H25年(5年間)

目 標 :(3)

下野市の地理的条件と豊かな農業資源を活かしながら、新たな地域振興交流施設の整備や地域の特徴を活かした農業体験・交流活動の展開などにより、農村部と都市部との交流、地域間交流を進め、農村地域の活性化を図る。

目標達成のための具体的な取組みは以下のとおり。

(1)交流人口の増加:地域振興交流施設を拠点としたグリーンツーリズムにより、計画期間における下野市への入り込み客数を5,547千人を目指す(3,489千人から2,058千人増を目指す。増加率58.96%)

目標設定の考え方

地区の概要:

下野市は平成18年1月に旧南河内町、旧石橋町、旧国分寺町が合併し誕生した新生都市で、都心から約85Km圏に位置し、南北約15.2Km、東西約11.5Kmの面積74.58平方キロメートルで、北は県都宇都宮市、南は小山市、東は二宮町と上三川町、西は栃木市と壬生町に接し、東に鬼怒川と田川、西に思川と姿川が流れる高低差のあまりない、平坦で安定した自然災害も少ない地域で人口は約59,600人、世帯数は約20,700世帯である。

農業は、当市の基幹産業のひとつであり、総農家数は2133戸、基幹的農業従事者数2595人で全就業人口の約11%を占めており、稲作を主体に畜産、露地野菜、施設園芸栽培など多様な経営が展開されている。生産される農畜産物は、全国1位のかんぴょうをはじめ、県内1位のきゅうり、ほうれん草、県内2位の玉ねぎなどが生産され県内外から高い評価を受けている。

一方、自治医科大学とその周辺には新市街地が形成され、宇都宮あるいは東京方面のベッドタウンとして都市的地域も発展している。

このような中、初めての総合計画である「下野市総合計画」が策定され「思いやりと交流で創る新生文化都市」を将来像に掲げ、市民の一体化の醸成や新市の融合を図るため、新市街地の都市住民と地域住民の交流を積極的に推進している。

現状と課題

下野市の農業及び農村振興の現状と課題は以下の通りである。

1 現状

県営経営体育成基盤整備事業(H17年～)・・・農地の集団化、水田の汎用化による土地利用率の向上を図り、今後、更なる担い手農家の育成と生産組織等の強化を進めている。

農地水環境保全向上対策事業(H19年～)・・・農村住民と都市住民の混住が著しい地域において、本事業が導入され農村環境の保全活動や景観形成活動を通して、地域住民と都市住民の交流が図られている。

下野市市民農園の整備(H13年)・・・市民農園体験施設において、栽培や収穫体験等により地元農業者と都市住民との交流事業を展開している。

2 課題

昭和60年には4320人であった基幹的農業従事者数は、高齢化等により平成17年には2595人にまで減少し、担い手不足等から農業生産額も119億円(昭和60年)から82億円(平成17年)へと減少傾向にあり、当市農業の中核となる担い手の育成・確保が課題となっている。

流通、販売面では、量のメリットを生かし首都圏方面への出荷が主流であり、一部に市内直売所などへの販路が確保されつつあるものの、立地条件を生かした多様な流通販売や、観光農園などの取組みはごく僅かにとどまっている。

下野市の今後の農業は、農地集積や大規模経営によるコスト低減を図るだけでなく、地場農産物の高品質化、高付加価値化、ブランド化を図り、「都市農村の交流」「地産地消」「シティーセールス」等の様々な分野での可能性を考慮し、展開していく必要がある。

一方、都市住民のグリーンツーリズムに対するニーズが高まっている中、自然とやすらぎの場の提供と地場農産物や加工品等の販売による、地域住民と都市住民との交流人口を拡大し、地域の活性化を図る必要がある。

今後の展開方向等(4)

1. 展開の基本方向

下野市の恵まれた自然環境と交通条件、首都圏という地理的条件を活かしながら、「下野市総合計画」に基づき、農作物の安定的な生産・出荷・販売の促進と都市農村交流をより積極的に展開する。

(1) 地域交流拠点施設の充実と施設相互の連携強化

下野市の農畜産物の高品質化、ブランド化を推進し、グリーンツーリズムによる都市農村交流と地域の活性化を図るため、地域振興交流施設を整備し、地場農産物や加工品等の販売を通じて、来訪者の増加と滞在時間の延長を目指し、都市農村交流の拠点施設としての充実を図る。また、地域生産組織等との連携を図り、農畜産物の安定的な供給や体験農園等の連携補完施設の整備とともに、施設相互の連携を強化するため、案内板・観光マップの充実や共同イベントの開催等を推進する。

(2) 他の交流拠点との連携、地域資源の活用

地域振興交流施設と周辺地域における体験農園、収穫祭などとの連携を進めるとともに、関係者の共通認識の醸成を図るための研修会等を行い、全市を挙げて下野市の豊かな地域資源を生かす取組みを進める。

具体的には、下野市の農産物の語り部となる人材の育成や、全市共通での交流イベントの実施、田園景観や自然景観を活用した、地域住民と都市住民のふれあいの場づくりなどを進める。

2. 当面の事業展開方針

展開の基本方向に基づき、段階的に事業を進めていくものとする。当面は熟度の高い次の事業を実施する。

(1) 地域振興交流施設整備「(仮称)道の駅しもつけ」: 都市農村交流の拠点施設として、農産物直売・加工・物産・食材供給施設などを整備し、交流人口の拡大と地域農業の活性化を図る。

上記施設に付帯して

(2) 情報発信施設を整備し、市内の観光やイベント情報を提供し、市内観光客等の入込数の増加と地域一体となった交流の促進を図る。

(3) 特産品体験学習施設を整備し、地元特産品を実際に体験して地元産材料をアピールし、地産地消を推進する。

(4) イベント施設や芝生広場を整備し、一年を通じてイベント開催し、都市住民の長時間滞在と地域住民との交流を推進する。

(5) 地域生産組織等との連携を図り、地域振興交流施設整備周辺に野菜・花卉等の生産施設を整備して、イベントを通して都市住民や子供たちが気軽に農業体験できる場の提供を推進する。

【記入要領】

1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
下野市	下野地区	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	下野市	有	ハ	(仮称)道の駅しもつけ

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
下野市	下野地区	情報発信施設	下野市	H21～22整備予定
〃	〃	特産品体験学習施設	〃	H21～22整備予定
〃	〃	イベント施設等	〃	H21～22整備予定
〃	〃	体験農園施設	地域生産組織	H24～25整備予定

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について

記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(1)

下野地区(栃木県下野市)	区域面積 (2)	4,823ha
区域設定の考え方 (3)		
法第3条第1号関係: 区域は、都市的地域を除く下野市全域とする。 区域の約85.3%(4,118ha)を農地、森林原野が占めており、また、就業者の約11.3%(3,338人(農業就業人口)/29,656人(就業総数))が農業就業者であり、農業が重要な産業となっている地域である。		
法第3条第2号関係: 区域内の農業者数は、平成12年～平成17年の5ヵ年で8.5%減少し、さらに、65歳以上の農業就業人口が19.6%増加するなど高齢化も進行しており、農村地域の活力は、年々低下している状況である。このような中、首都圏という地理的条件や主要幹線道路の通過という交通条件を活かした地域振興交流施設を整備することにより、農産物等の販売等を促進して、高齢者にも魅力ある農業ができることを示すことができ、地域の活力ある農業政策の推進に効果の高い取組と考えられる。		
法第3条第3号関係: 区域内は、都市計画法に基づく市街化調整区域に指定されている。 また、集落は農地等の中に点在しており、まとまった市街地を形成していると判断される区域は存在しない。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

活性化計画の目標の達成状況の評価は以下の方法により行うこととする。

(1)交流人口の増加 「(仮称)道の駅しもつけ」の入込客数及び観光客入込数・宿泊数推定調査により増加率を確認する。
さらに、評価内容の妥当性について学識経験者等の第三者で構成される委員会を設置し、意見を聞いた上で、その結果を公表する。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。